

津市胃がん検診事業運営検討会設置要綱

平成30年1月29日

(設置)

第1条 本市による胃がん検診事業の円滑な実施に関し、広く意見を聴くため、津市胃がん検診事業運営検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 胃がん検診の対象者及び実施方法に関する事。
- (2) 検診医の基本条件に関する事。
- (3) 読影の実施方法に関する事。
- (4) 胃がん検診関係者に対する研修内容に関する事。
- (5) 偶発症対策に関する事。
- (6) 胃がん検診の精度管理に関する事。
- (7) その他胃がん検診に関する事。

(構成)

第3条 検討会は、委員10人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 医師その他の医療関係者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見等)

第7条 検討会は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、

意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、健康福祉部健康づくり課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委

員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。